

四條畷市告示第112号

納 税 通 知 書 の 公 示 送 達

令和8年度固定資産税・都市計画税にかかる次の者の納税通知書を地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、公示送達にかかる納税通知書を財務部税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば速やかに交付する。

令和8年9月11日

四 條 畷 市 長      銭 谷



記

送達を受けるべき者の書類の名称、住所及び氏名

令和8年度    固定資産税・都市計画税    納税通知書

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東47番地の3    中畑    佐知子

四條畷市美田町2番10号

土田    市三郎